

# ゆめあり通信



国民年金保険料の免除や学生納付特例制度の申請をして承認された方が、その後納付できるようになったときには当該免除期間（学生納付特例を含む）の全部または一部を納付できる制度があります。これを追納といい、十年前の分まで遡って納付できます。

追納する保険料額は、保険料の免除を受けた方と保険料の免除を受けずに納付した方との公平を図るため、下表のとおり一定の額を加算した額で納付することになっています。

また、追納は先に経過した古い免除期間から順次行うこととなりますが、免除期間と学生納付特例期間がある場合は、学生納付特例期間を優先し行うこととなります。

免除を受けた期間のある方は  
追納しましょう

国民年金の保険料は社会保険料控除が受けられます。

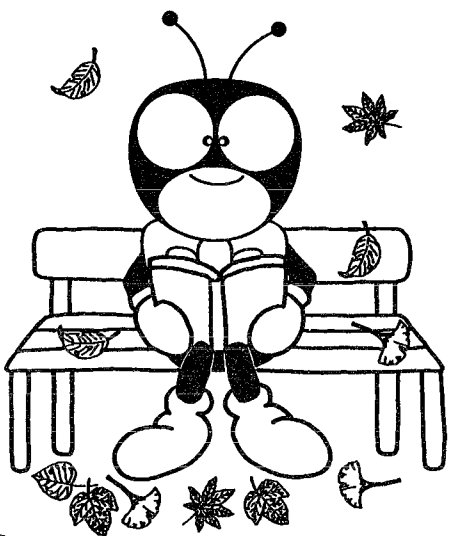
控除額に上限のある民間の生命保険や個人年金と違い全額が課税対象から控除されます。

国民年金の保険料は  
全額社会保険料控除の  
対象になります

平成15年度中に保険料を追納する場合の追納額

追納する期間	追納額
平成5年4月～平成6年3月分	15,440円
平成6年4月～平成7年3月分	15,470円
平成7年4月～平成8年3月分	15,460円
平成8年4月～平成9年3月分	15,400円
平成9年4月～平成10年3月分	15,190円
平成10年4月～平成11年3月分	14,960円
平成11年4月～平成12年3月分	14,390円
平成12年4月～平成13年3月分	13,830円
平成13年4月～平成14年3月分	13,300円
平成14年4月～平成15年3月分	13,300円

免除期間について追納をご希望の方は、社会保険事務所にご相談ください。



本人はもちろんのこと、家族の分として納めた保険料も対象となりますので領収書は大切に保管し、年末調整や確定申告の際には忘れずに申告してください。

控除の対象となる保険料は次のとおりで、平成十五年中（平成十五年一月から十二月まで）に納めた全額です。

- ・毎月納めた保険料
- ・前納として一括で納めた保険料
- ・過去の未納分を納めた保険料
- ・免除期間を納めた追納保険料

平成15年10月1日から

## 婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁の届出について 窓口に来た方の本人確認を行います

“虚偽の戸籍届出事件”が全国的に発生しています。このような事件を未然に防止するため婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁の届出について本人確認をさせていただきます。

— 提示していただくもの —  
運転免許証、パスポートなど顔写真付き官公署発行の証明書

なお、身分証明書をお持ちでない方、忘れた方も届出はできます。  
執務時間外の届出については届出受領時に本人確認を行わず、通知を郵送いたします。  
お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせは役場住民課住民係へ  
☎ 38-3111 (内線 137)

今年も元気に再会しました。

### \* 小須戸町敬老会が行われました \*

9月13日(土)、今年も町民体育館において敬老会が行われました。当日は、季節外れの猛暑の中、大変大勢の方から出席いただき、1年ぶりの再会を楽しんでおられました。

また、今回は「蒼丘の里」に入所していらっしゃる対象者の方にも賞状と記念品を差し上げました。

今年の表彰者数、長寿番付は次のとおりです。

101歳	1名
95歳	11名
90歳	36名
88歳	37名
金婚	24組
敬老会対象者	1,290名

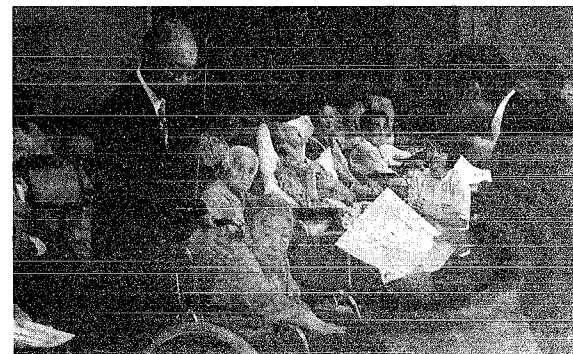


金婚おめでとうございます

#### 小須戸町長寿番付

順位	年齢	お名前(町内)
1位	101	夏川 ハツノ (文京町1-4)
2位	99	森田 ふさ (矢代田12)
3位	98	吉田 孝平 (矢代田12)
〃	98	横山 フサ (花園町1)
〃	98	近藤 タマ (諏訪町1)
4位	97	丸山 イチノ (新保1)
〃	97	高野 ヨシノ (小向)
〃	97	島倉 ルイ (本町1)
〃	97	泉田 キノ (矢代田12)

(H16.3.31の満年齢です)



蒼丘の里での敬老会